

佐伯市職員の懲戒処分について

次のとおり、職員の懲戒処分を行ったので、「佐伯市職員の懲戒処分の公表に関する基準」により、お知らせします。

1 懲戒処分に至った事実の概要

令和5年9月に上下水道部水道課に所属していた職員は、勤務時間外において、インターネット上に他者に対する不適切な書込みを行った。
(さらなる書込みといった被害者の2次被害を防止するため、詳細は記載しない。)

2 処分を受けた職員及び処分量定

所 属	補職名	年齢	性別	処分量定
地域振興部 弥生振興局 地域振興課	副主幹	45 歳	男	減給 10 分の 1、1 ヶ月

令和6年12月12日に管理監督責任を問い、当時の上司である上下水道部長、水道課長を「嚴重注意」とする処分を行った。

3 懲戒処分を行った日

令和6年12月11日

4 今後の対策等

改めて全職員に対し、佐伯市ソーシャルメディア活用ガイドラインの順守を徹底するとともに、コンプライアンスを意識し、市民の信頼に応えるため綱紀の保持を徹底するよう、様々な機会を通じて周知徹底を図る。

総務課 職員係